

指定居宅介護支援事業所開設者 様

上田市福祉部高齢者介護課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

このことについて、指定居宅介護支援事業所に係る業務の市町村への移管に伴い、特定事業所集中減算の「正当な理由」に係る基準を下記のとおり通知いたします。内容を御了知のうえ適正な取扱いをお願いします。

記

1 適用開始

平成 30 年度前期（判定期間が平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日のサービス提供分）から適用を開始する。

2 「正当な理由」の取扱い

次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は「正当な理由」とする。

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に所在する訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に、5 事業所未満である。なお、通常の事業の実施地域とは、運営規程に定める地域とし、特定の建物等で通常の実施地域を限定している場合は、正当な理由に該当しない。また、地域密着型サービスについては、利用者の居住している市町村ごとに数えた場合に、すべての市町村において 5 事業所未満である場合をいう。
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている指定居宅介護支援事業所である。
- (3) 判定期間の 1 か月当たりの平均の居宅サービス計画件数が 20 件以下である。
- (4) 居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに、居宅サービス計画が 1 か月当たりの平均で 10 件以下である。
- (5) 減算対象となる紹介率が最高となる法人（以下、紹介率最高法人という。）の事業所が、次のア及びイの 2 つの要件のうちいずれかに該当し、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合により、特定の事業所に集中していると認められる。

ア 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの。

なお、居宅サービス計画数の算定にあたっては、前段の要件を満たした月の翌月から、当該事例について除外できるものとする。

イ サービスの種類ごとに、紹介率最高法人の居宅サービス計画から、集中することがやむを得ないものとして、第三者評価を過去 3 年度以内に受け、共通項目及び種別

項目の評価結果で、a判定が判定項目の90%以上である事業所の当該居宅サービス計画数を除外した居宅サービス計画数について、その占める割合が80%以下となる。

- (6) 判定期間開始日前一年以内に実施した地域ケア会議等において、介護サービスについての地域課題を検討する中で、特定のサービスが紹介率最高法人に集中することについて、やむを得ないと認められている場合。

### 3 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、当該事業所において作成された居宅サービス計画（給付管理を行った計画のみ）を対象とし、事業所において減算の適用の有無を確認すること。減算の要件に該当した場合は、次の減算適用期間の居宅介護支援すべてについて減算を適用する。

	判定期間	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日 平成30年のみ4/1～	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日まで

### 4 届出書の提出方法

様式1「特定事業所集中減算届出書」は、全ての居宅介護支援事業者が作成し、2年間保存すること。確認の結果、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の占める割合が80%を超えた場合は、下記の提出書類を所定の期日までに提出すること。

なお、80%を超えない場合も、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の特定事業所集中減算における区分が前回の判定から変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出する必要があるため、留意すること。

#### (1) 提出期限

前期（3月1日から8月末日までの分）は、9月15日まで  
後期（9月1日から2月末日までの分）は、3月15日まで

#### (2) 提出先

事業所の所在する市町村

#### (3) 提出書類（各1部）

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅介護支援）（別紙1）
- ・特定事業所集中減算届出書（様式1）  
（注）平成30年度前期提出分からは、本通知の新様式を使用してください。

#### ・添付資料

2の「正当な理由」の取扱いで示す理由に応じて、次の添付資料を併せて提出すること。

2(1)の場合	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における当該サービスの事業者一覧がわかるもの（任意様式）
2(5)アの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「正当な理由に関する説明書」（様式2）</li> <li>・「地域ケア会議等における意見・助言内容」（利用者から理由書の提出を受けている場合（2(5)ア関係））（様式3）</li> <li>・利用者から提出された理由書（任意様式）</li> </ul>
2(5)イの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「正当な理由に関する説明書」（様式2）</li> <li>・当該事業所の第三者評価の受診結果票の写し（直近のもの）</li> </ul>
2(6)の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「正当な理由に関する説明書」（様式2）</li> <li>・「地域ケア会議等における意見・助言内容」（集中することがやむを得ないと認められた場合（2(6)関係））（様式4）</li> </ul>

\* 2(2)、(3)、(4)の場合は、添付資料の提出は必要ありません。また、80%を超えない居宅介護支援事業者も、これらの添付資料の作成は不要です。

<p>上田市 高齢者介護課  介護保険担当 小須田・和田  電 話：0268 - 23 - 6246  F A X：0268 - 29 - 4466  E -mail：korei@city.ueda.nagano.jp</p>
---